

令和2年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた  
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 長崎大学 ）

## 1. 問題意識・提案背景

長崎大学教育学部は、教育学部附属学校を拠点校として、平成26年度よりこれまでの6年間、『発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業』における年度ごとのテーマ事業を受託し、附属学校と学部・研究科の拠点施設（通称・支援ラボ、以下支援ラボと表記）の協働による研究を継続してきた。令和2年度は「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」2年目にあたり、1年目の成果を活（い）かし、継続して取り組むべき課題を明確化した上での取組を行った。

### ○（イ）通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究」の継続・発展

1年目の通常の学級担当教員の実態把握、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成をサポートしつつ、より良い計画の立案の取組を基盤に、学級担当教員が個々に作成する際の難しさや具体化の方法、合理的配慮の実践につなげる際の難しさの明確化や解決に向けて、より良い実態把握、立案、実践、修正のPDCAサイクルを目指した取組を継続する。

### ○（ウ）高等学校の入学者選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究」の継続・発展

1年目は、対象とした生徒4名の全てが、高等学校の入学者選抜において合理的配慮の申請に至らなかった。課題としては、高校の相談体制の不明確さ・情報不足による本人や保護者の不安、中学校在学時の自己理解の促進の必要性が挙げられた。

2年目は、高等学校の入学者選抜の情報提供・共有の促進、本人・保護者との面接を通じた不安の解消や希望の明確化、本人の自己理解の促進による、セルフ・アドボガシーの形成と表明への支援の実現が目標である。

### ○（キ）不登校により学校生活に支障を来している発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究」の追加の必要性

2年目の令和2年度に追加した課題である。中学校進学後に不登校となった1事例において小学校では合理的配慮が実施されており、個別の指導計画・個別の教育支援計画が中学校に引継ぎされてはいたものの、その内容の周知が十分でなく、中学校での初期対応が十分ではなかった。大学の専門家チーム及び期間と中学校が更に綿密な連携を取りつつ、中学校における合理的配慮の再検討を課題とした。

## 2. 目的・目標

拠点校（附属小学校・附属中学校）の合理的配慮の実施体制を再検討しつつ、研究対象児童・生徒10名に対し、大学において専門的個別支援を行い、その成果を活（い）かして、学

級担当教員が個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、計画に基づく合理的配慮を実施することを発達支援アドバイザーが専門的にサポートし、より計画の実質化を図り、実態把握、立案、実施、修正のPDCAサイクルが円滑となることを目指した取組を行う（イ）。

また附属中学校においては、今年度は高等学校入試及び高等学校進学を控えた1年間において、客観的なアセスメントツールとこれまでの支援の蓄積を基盤にした、個別の指導計画の作成と、計画に基づく合理的配慮の実施とその効果検証を行うとともに、どのような合理的配慮の実施が有効か、受験高校の選択、高校入試にむけて学校に何ができるか、高校入学後の配慮、本人と保護者のニーズを確認しつつ、その意思表明を支える心理・社会的仕組みづくり、入試に関する高等学校との連携等、その支援の実施を通じてプロセスを分析し、1年間の支援に関するシークエンスを明らかにした。その成果を活（い）かし、合理的配慮の申請が必要な事例については申請を積極的にすすめる支援を行う。その際、高等学校の入学選抜における合理的配慮の実際、中学校から高等学校への移行支援（引継含む）について、高等学校の意見を再度対象を広げて調査することで、実態を把握しつつ、そのあり方を検討する。対象は、すでに支援の蓄積のある、合理的配慮対象事例のうち、特に高校進学を控えた3年生（4名）とする。障害や特性においては多様性を重視する。目標は、合理的配慮申請の課題を明確にし、入学者選抜から入学までのスムーズな移行支援システムを提示することである（ウ）。

更に追加の課題として、附属中学校においては、不登校により学校生活に支障を来している発達障害の生徒1名を対象事例とし、合理的配慮の内容の検討とその有効性について検討する（キ）。

以上の三つの課題の取組により目標の達成をめざし、発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮のあり方について検討、報告する。

### 3. 主な成果

計画の遂行のために、3名の発達支援アドバイザーを雇用し、大学教員と連携を取りつつ拠点校にて活動し、事業の中心的役割を担った。

合理的配慮事例としては、10名を対象とした。うち1名は合理的配慮申請に至らず実施無し、1名は途中で転校したために8名の成果となった。様式（Ⅱ）は7名を報告した。

また、「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会」については、新型コロナウイルス感染症予防対策として往来の自粛や行政・大学の訪問制限等が続いたため、全てメール会議にて行った。

#### （イ）通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

拠点校（附属小学校・附属中学校）の合理的配慮の実施体制を再検討するために、本事業で雇用した発達支援アドバイザー3名及び大学教員3名が、毎月の校内委員会に各回2名ずつ出席し（小学校8回・中学校8回、延べ16名が出席）、対象児童生徒の合理的配慮の実施状況の確認と、実施のための助言を行った。さらに、2月の校内委員会では、合理的配慮の実施効果の評価を行った。合理的配慮の効果を評価することで、実践を検証するのみならず、次年度以降の実施に向け、本人・保護者への合意形成への資料作りの基礎資料を作成するこ

とができた。

また、研究対象とした10名の児童・生徒のうち8名は、大学に設置された支援専門機関である支援ラボにて専門的個別支援（アセスメント、心理面接、支援プログラム等）を原則週1回行った。コロナ禍による指定校の休校時期である4月～5月、大学がオンライン授業期間に入った6月～7月は実施を控えたが、9月には開始し2月までの6か月間で、1名につき平均20回の個別支援を行うことができた。支援は、発達支援アドバイザー及び大学教員が主に行った。

個別支援での知能検査・発達検査等アセスメント結果は個別の教育支援計画に反映した。さらに、個別支援で得られた成果を活（い）かして、発達支援アドバイザーが助言しつつ学級担当教員が個別の指導計画を作成し、計画に基づく合理的配慮を実施した。

これらの取組により、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を発達支援アドバイザーが専門的に作成をサポートし、計画に基づく合理的配慮の実施を助言し、効果を検証し、次年度の合理的配慮の修正を行う、円滑なPDCAサイクルにつなげることができた。

#### ○（ウ）高等学校の入学選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究）の継続・発展

対象生徒4名のうち、1名は県立高等特別支援学校へ進学した。個別支援において、自己の障害認知及び被援助認知に特化したプログラムを行った。並行して中学校の特別支援教育コーディネーター及び担任、発達支援アドバイザーが本人・保護者の面接を行い希望を明確化し、複数校の学校見学に同行し意見交換を繰り返し、最終的に本人の希望を叶える受験先決定と、希望校への進学に至ることができた。

3名は進学校へ進学した。うち1名は、入学選抜において、受験校全てに対して合理的配慮の申請を行い、配慮実施の下受験した。合理的配慮の申請にあたっては、大学教員と発達支援アドバイザーの保護者面接により申請内容を精査し、担任が高等学校とのやりとりを行って決定した。1名は、個別支援において心理的な安定をねらった情動調整プログラムを行い、更に学校での合理的配慮としても心理的な安定に焦点化し対応した。情動的に安定し、自信をもつことができ、希望の高等学校を受験することができた。1名は、希望の高等学校は不合格であったが、第2希望の学校に合格し、合格後に、保護者と本人の依頼により進学後の合理的配慮を行うための引継ぎを学校間で行った。引継ぎの資料は、支援ラボが作成した。これらの準備により、進学後に合意形成をスムーズに行うことができた。

また、昨年度実施した高等学校教員への入学選抜における半構造化面接データを分析し、まとめることができた。

#### ○（キ）不登校により学校生活に支障を来している発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

1事例を対象としたが、生徒の状況が変わったため実施しなかった。

### 4. 拠点校における取組概要

#### ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態

## 把握による合理的配慮の提供に関する研究

### (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

大学に設置された支援専門機関である支援ラボが、特別支援教育の経験がある発達支援アドバイザー3名を雇用し、拠点校である附属学校に派遣して、学級担当教員とともに実態把握を行い、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成サポートを行った。

支援ラボでは、小学生5名と中学生5名を対象に、合理的配慮実施の実践を行った。

特に、多様な子どもの特性に応じた合理的配慮の実践の蓄積に向けてこれまで支援を継続している事例から、指導の困難な事例、障害の合併や二次障害による併存症状の支援が必要な事例など、対象事例を増やして実施した

以下、取組とその成果を示す。

#### ●校内委員会への発達支援アドバイザー等への出席

指定校（附属小学校・附属中学校）の合理的配慮の実施体制を再検討するために、本事業で雇用した発達支援アドバイザー3名及び大学教員3名が、毎月の校内委員会に各回2名ずつ出席し（小学校8回・中学校8回、延べ16名が出席）、対象児童生徒の合理的配慮の実施状況の確認と、実施のための助言を行った。さらに、2月の校内委員会では、合理的配慮の実施効果の評価を行った。合理的配慮の効果を評価することで、実践を検証するのみならず、次年度以降の実施に向け、本人・保護者への合意形成への資料作りの基礎資料を作成することができた。

#### ●個別の教育支援計画・個別の指導計画作成支援

学級担当教員が「個別の指導計画・個別の教育支援計画のための観察・気づきシート」「実態把握チェックリスト」を作成し、発達支援アドバイザーを中心に作成をサポートした。

4～6月：コロナ禍による休校が継続したため、スケジュールを変更した。

7～9月：学級担当教員は、令和元年度の個別の指導計画・支援計画を参考にしつつ、対象児童生徒の観察及び授業での反応を「個別の指導計画・個別の教育支援計画のための観察・気づきシート」に記録した。併行して「実態把握チェックリスト」にて評価を行った。チェックリストは、支援ラボにて分析、プロフィール票を作成した。対象児童生徒に対しては支援ラボにて発達アセスメントを行い、並行して個々に応じたプログラムを中心とした個別支援を開始、支援記録を作成した。

7～8月：ケース会議を開き、学級担当教員、発達支援アドバイザー、コアチーム（大学教員）による協議を行った。発達支援アドバイザーが学級担当教員の「個別の指導計画・個別の教育支援計画のための観察・気づきシート」と実態把握チェックリスト及びプロフィール票、支援ラボ担当者がアセスメント結果をもちより、協議を行い、発達支援アドバイザーが個人理解票と個別の指導計画・支援計画を作成し、計画を確定した。

9～1月：学級担当教員が、個別の指導計画・支援計画に基づく合理的配慮の実践を行った。同時に、発達支援アドバイザーが指定校を訪問して合理的配慮事項のチェックを行った。

3月末：学級担当教員、発達支援アドバイザー、支援ラボ担当者（大学教員）による協議ケース会議をもち、更に校内委員会にて、合理的配慮実施の評価会を行った。

## ●合理的配慮対象事例の経過と成果

### 拠点校 1：小学校 対象事例数 5名

また、研究対象とした10名の児童・生徒のうち8名は、大学に設置された支援専門機関である支援ラボにて専門的個別支援（アセスメント、心理面接、支援プログラム等）を週1回原則として行った。コロナ禍による指定校の休校時期である4月～5月、大学がオンライン授業期間に入った6月～7月は実施を控えたが、9月には開始し2月までの6か月間で、1名につき平均20回の個別支援を行うことができた。支援は、発達支援アドバイザー及び大学教員が主に行った。

個別支援での知能検査・発達検査等アセスメント結果は個別の教育支援計画に反映した。更に個別支援で得られた成果を活かして、発達支援アドバイザーが助言しつつ学級担当教員が個別の指導計画を作成し、計画に基づく合理的配慮を実施した。

これらの取組により、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を発達支援アドバイザーが専門的に作成をサポートし、計画に基づく合理的配慮の実施を助言し、効果を検証し、次年度の合理的配慮の修正を行う、円滑なPDCAサイクルにつなげることができた。

また、2年目の令和2年度は、特に思春期特有の課題や対人関係にも目を向け、情動・行動の調整にも焦点化した取り組みを行った。

事例1（小学校・3年生・ADHD）：1年目の取組では、安全な環境保持の配慮の下に教室からの飛び出し・離席を容認し、指示の視覚化や言葉かけなど取組やすさを配慮したことで頻繁な（毎時2～3回）教室からの飛び出しを0にすることができた。さらに、行事のリハーサルにより見通しを立てられるようになり、学習については時間を設けての補習を行った。

2年目は、学習の支援を中心に行った。学習面では、算数や国語に苦手意識が大きく、算数では「筆算」や「かけ算」の定着が難しい、国語では「書く」学習で誤記などが多く見られる。授業中、机の上に物があると落ち着かず手遊びなどが多くなり、作業等が含まれる課題ではうまくできないと諦めてその後の活動が停滞してしまう。また、生活面では、係活動には積極的に取り組むが、距離感がうまく取れずに他の児童が嫌がることを繰り返してしまうなど、トラブルになることが多々ある。合理的配慮としては、妨害刺激が少なく教師が支援しやすい、受容的な児童を周囲に配置した座席を特定し、個別の指導や声掛けをしやすくした。机には鉛筆1本と消しゴムだけを出すなど、必要なものだけを準備する習慣づけを行った。また、活動手順を示したカード、絵カード、文字カードなどの視覚情報を添えて、手順と目的を明確に示し、何をどれだけするのか見通しもはっきりと可視化することで、「できそうだ」という思いを持たせて活動に取り組みせ、落ち着いて学習に取り組むことができるようになった。

事例2（小学校・5年生・ASD）：授業中の不規則発言が多く、つぶやきも多い。しかし、あまり嫌がられない程度にコントロールできるようになってきた。周囲の状況が読めず、暗黙の了解が分からない。独自のルールやこだわりが強く、自分のペースで動くことを好む。言語に関する能力が高く習得的知識も活用でき、視覚情報よりも聴覚情報が使いやすい。学力は全教科で高く、進学校への進学を希望している。特に理科科目については興味が高く、様々な実験が非常に好きである。歴史について造詣が深く、豊富な知識をもっている。日頃は優しく穏やかに他の児童と遊ぶことができるが、休み時間には好きな読書や調べ物をしたなど集団行動を取らないことがある。同調行動を強制されるとパニックになり、苦痛を訴

える。他児からは奇異に見える行動があるため、他の児童からのからかいを受けるなど、いざこざに巻き込まれやすい。特に休み時間や放課後、登下校中に上級生とのトラブルが起こりやすい。

1年目は、授業中の不規則発言やつぶやきには受容的な雰囲気づくりを行い、積極的に発言を拾いながら話題を広げるなどの授業づくりを行った。さらに、学習場面において字義どおりにとらえることなどを受容的に関わり、分かりやすい言葉かけを工夫した。

2年目は、休み時間や放課後、登下校に、クラスや学年の他の児童から、周囲とは異なる行動をとることについて指摘され、うまく答えられないことから、トラブルになることが多かった。さらに、場の認知ができないことから、子供たちの輪の真ん中を突っ切ってしまう、いざこざの末にケガをすることがあった。学級担任においては、上級生や周囲の児童への指導を繰り返し行い、本人の悔しい気持ちに受容的に関わり、休み時間や登下校時の見守りの機会を増やした。同時に支援ラボにおいては「やめて」など拒否を伝える言葉とタイミングや「みんなが集まっているときの歩き方、よけ方」について模擬場面を設けて練習し、トラブルに巻き込まれないスキルについて学習する機会を設けた。その結果、「人が集まっているときには、みんなの背中側を黙って歩く」、「人が集まっているときはほかの道を通る」などのスキルを身に着けることができた。

**事例3（小学校・6年生・ADHD及びASDの可能性）：**1年目の取り組みにおいて、授業の教材へ視覚的な情報を追加し、分かりやすくする配慮を行い、また個別支援において予習的に教科書を用いた学習を行うなどを取り入れ、学習に取組みやすくした。結果として、学習への意欲が向上し、苦手意識の減少につながった。

6年生になり、同性の他の児童とのかかわりについて悩みを表出することが多くなった。特定の仲の良い他の児童もいない、他の児童のように集まって話をして笑いあったり、一緒に行動する他の児童もいないことを「自分はふくろのネズミ」と表現し、どこにも心理的な居場所がないことを訴えることが増えるようになった。合理的配慮としては、本児に受容的な学級運営を心掛けるとともに、きつと感じたり話がしたくなったらいつでも保健室で話をできることを伝えた。週1回の支援ラボでの支援では、「伝わりやすい話し方」のトレーニングとして短い映像を見て要約する練習や、テーマに応じて説明をする課題などをスタッフとともに取り組む一方で、年の近い大学生を複数担当として配置し、話し方や内容の取捨選択を気にせず自分が好きなことをたくさん話ができるように「おしゃべりタイム」を設けるなどして、心理的な居場所を複数用意できるようにした。本人と保護者からは、「楽しく話ができる場所が増えた」などの反応が得られた。

様式2-2成果報告書様式（Ⅱ）については1年目の報告において作成したため重複が多く、令和2年度は作成していない。

**事例4（小学校・5年生・ADHD及びLD）：**合理的配慮対象を予定していたが、保護者からの申し出はあったが諸事情により取り下げとなったため実施しなかった。様式2-2成果報告書様式（Ⅱ）については作成していない。

**事例5（小学校・6年生・ADHD及び反抗挑戦症）：**事例5は、通常の学級の6年生に在籍し、注意欠如多動症（ADHD）及び反抗挑戦症の児童である。支援ラボでの個別指導を利用している。学習の状況としては、学力は高く算数や社会が得意で集中して取り組める。一方で、不

規則に刺激的な内容を発言し、教師や他の児童の長い発言に注目できない。また道徳では他者の気持ちを推測することが苦手である。生活の状況としては、人の話が聞けない、気持ちのコントロールができないなど持続性注意の困難や注意の転導の激しさがみられる。善悪の判断は可能であるが、暴力的な作話や自分の衝動的な言動をコントロールできず自分でも何とかしたいと考えている。

低学年から中学年では暴言・暴力が続き高学年では他傷行為がみられたことを契機に医療機関、学校、支援ラボとの連携により、学校での合理的配慮と情動及び行動調整を目的とした支援を行った。

学校では受容的な学級運営の下学習面での賞賛を増やし、教師が発言のタイミングのサインを出す、自己の考えのメモを書いてから発言するなどの配慮を行った。支援ラボでは自己理解や情動調整を目的とした個別支援を行った。担任との関係が良好になるにつれ生活態度が改善し学習面にも良い影響を与えている。優しいところがあり皆が認めている。仲の良い他の児童もでき、安心して生活するようになった。

\*中学校でも5事例について取組を行ったが、(ウ)にてまとめて記述する。

## ② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

### (ウ) 高等学校の入学選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究

高等学校の入学選抜試験を念頭に置いた個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と合理的配慮の実施(4事例)を行った。本年度の取組ではこれまで支援ラボでの個別支援を継続し、合理的配慮を行ってきた4名について、改めての実態把握のもと、高校入試を念頭に置いた個別の指導計画及び教育支援計画を作成する。(イ)と同様、学級担当教員をサポートする形で個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成した。

1年目の取組において入試を控えた中学3年生の1年間のプロセス分析(高校入試に至るまでのシーケンス)を基に、高校入試及び進学を控えた1年間において、客観的なアセスメントツールとこれまでの支援の蓄積を基盤にした、個別の指導計画の作成と、計画に基づく合理的配慮の実施とその効果検証を行うとともに、どのような合理的配慮の実施が有効か、受験校の選択、入試にむけて学校は何ができるか、入学後の配慮、本人と保護者のニーズを確認しつつ、その意思表明を支える心理・社会的仕組みづくり、入試に関する高等学校との連携等、その支援の実施を通じてプロセスを分析し、1年間のシーケンスを明らかにした。その成果を活(い)かし、合理的配慮の申請が必要な事例については申請を積極的に進める支援を行った。

結果として、事例とした4名は以下の結果となり、合理的配慮と支援を組み合わせた結果、多様な進路選択を実現することができた。

事例1：徹底した進路指導の下、高等特別支援学校を受験、合格

事例2：合理的配慮申請を行わず県立高等学校と私立高等学校を受験、私立高等学校へ入念な引継ぎを行い進学。

事例3：合理的申請を行い、県立高等学校と私立高等学校を受験。合格し、県立を選択し進学。

事例4：中学校での合理的配慮がうまく機能し改善が見られたため合理的配慮申請を行わず県立高等学校と私立高等学校を受験。合格し、県立を選択し進学。

高等学校の入学選抜における合理的配慮の提供プロセスの分析の視点は以下のとおりである。

●本人及び保護者の、高校入試に対する定期的なニーズの確認

- ・本人と保護者の面接を通して、高校入試へのニーズを確認
- ・オープンスクールや学校説明会の参加に対してニーズの確認
- ・面接そのものが、合理的配慮の意思の表明を支える心理的支援となるための工夫
- 意思の表明を支える社会的支援のあり方について地域の学校の情報提供の在り方の検討
- 高校入試及び進学に至るまでのイベントごとの実態把握
- 高校入試にあたっての合理的配慮の申請についての協議（特に思春期の課題や二次障害と思われる行動などへの対応等）
  - ・校内委員会及び学年会における協議とその在り方についての検討
  - ・医師（校医）、主治医への相談
  - ・合理的配慮申請の内容についての検討と申請書の作成支援
- 高等学校入試への合理的配慮の要請
  - ・生徒の実態に合わせた合理的配慮の要請に向けた支援を実施する。
- 地域の高等学校との連携のあり方について、1年目の取組では、高等学校の特別支援教育コーディネーター等への面接調査を行った。2年目の取組では、更に対象を広げて面接調査を行い、現状と課題を分析した
- 本人及び保護者の、高校入試に対する定期的なニーズの確認
  - ・3年生進級直後の本人と保護者の面接を通して、高校入試へのニーズを確認する
  - ・オープンスクールや学校説明会の参加に対してニーズや困難が存在するか、その解決方法についての検討
  - ・面接そのものが、合理的配慮の意思の表明を支える心理的支援となるための工夫
- 入学者選考における合理的配慮事項の検討
 

合理的配慮の具体例については、令和2年度の取組では文部科学省発表資料「資料2 高等学校の入学試験における発達障害のある生徒への配慮の事例」にあげられた項目を用いた。

上記の視点を踏まえて、4事例において取組を行った。

**事例1（イ）及び（ウ）（中学校・3年生・知的障害）：**ことばの理解や状況の理解が難しく、知識の習得や習得的知識の活用が困難である。ワーキングメモリの低さがあり、授業での一斉支持は理解できず、再度の指示や本人に分かるような言語での再指示が必要である。指示カードを別に用意することもある。移動には教師の付き添いが必要なこともある。全教科とも成績が振るわない。

一方で行動力は高く、部活動においては副キャプテンを務めるなど、自らの仕事を進んで行い責任を果たそうとする。進路について、本人、保護者とも悩んでいた。

中学3年生となり、保護者と本人、学校、支援ラボが、今年度は進路選択につながる合理的配慮と個別支援を行うことについて合意形成し、進路選択に焦点化した個別の教育支援計画を立案した。

県立特別支援学校（知的障害）、国立附属特別支援学校、特別支援教育に特化したコースが設置されている私立高等学校の4校を候補に挙げ、進路指導及び保護者を交えた面談において、各校の学校の特徴などの情報を提供し、学校説明会、オープンスクール、学校見学、個別相談会などの日程を確認、入学者選抜までのスケジュールをたてた。支援ラボにて、担当者が保護者と本人の面接を通して、意思確認を行った。見学等の際には、担任及び支援ラボ担当者が同行した。

面談・面接を繰り返し行い、本人・保護者とも希望が一致した受験校1校を絞り込んだ。

10月からは、支援ラボにて、面接の練習を称して、自己に関する理解を深める課題、自己の障害を認知し理解促進する課題、被援助認知や自己表現に特化したプログラムを作成し、個別支援を行った。また同時に、必要な時に援助要請ができるようなセルフ・アドボガシーの力の育成をねらいとして追加した。選考の結果合格となり、本人の希望を叶える受験先決定と、希望校への進学に至ることができた。

**事例2 (イ) 及び (ウ) (中学校・3年生・ASD) :** 事例2の生徒は、中学校の通常学級に在籍している3年生で、自閉スペクトラム症の可能性のある生徒である。小学校4年生から合理的配慮の実施及び連携する支援ラボの指導を受けている。

学習には大きな遅れはなく、学力は高い。自分の独自のルールやこだわり行動、不規則な発言や独り言、奇異に見える動作が目立つ。理数系の学力はかなり高いが、発言が冗長になり、道徳の授業での発言や作文等、気持ちを表現することが苦手である。得意な分野の話をする時はいきいきとしている。小4年時、周囲の状況を見ながら行動できない、クラスの他の生徒とうまく過ごせず、トラブルが多い、という主訴で合理的配慮の実施と支援ラボでの個別支援を開始し、6年生後半頃には他の児童に迷惑をかけた時には素直に謝ることができるようになった。また、こだわり行動が減り、独り言がなくなった。さらに、他者の意見に対して受容的な態度がみられるようになった。適切な距離を測る“お話しリボン”や“気持ちカード”の活用で、視覚的にコミュニケーションに役立てた。発言や発表については発言順番表やルールの提示、メモにまとめてから発表するなど積極的な支援を行った。

支援経過中、保護者の生徒への強い思い、生徒自身の保護者への依存度の高さが度々話題になっていた。思春期に至り、生徒が保護者から心理的に離れようとする言動が見られるようになっていたが、高等学校の志望校について保護者との希望の不一致により、双方の葛藤が顕在化し、生徒が心理的に不安定になった。これを契機とし、学級担任が進路相談を頻繁に設定し、家族の思いと自身の希望を整理し、高等学校入学選考までのスケジュールを視覚的に示した。オープンスクールや説明会の日程を調べ、積極的に出席することで、志望校に関する情報の収集と整理を行った。併行して支援ラボでは、言語的な面接を中心に、生徒の希望と心情を中心に聞き取りながら、折り合いをつけ決定することができるように支援した。学校及び支援ラボが連携を取りながら、生徒及び保護者の気持ちを受容的に聴きながら、問題を整理できるように支援した結果、折り合いをつけた受験校を決めることができた。

高等学校の入学選考にあたっては、不規則発言や独り言、奇異に見える行動コントロールできない状況にあっては合理的配慮申請を検討していたが、ほぼ改善されたことに従って、受験校全てにおいて申請をしなかった。しかしながら、進学後の合理的配慮は必須であると考えられ、保護者及び本人の強い希望もあり、担任教師及び学年主任を中心としB中学校での個別の教育支援計画、合理的配慮及び支援の経過報告書、支援ラボでの個別支援の経過報告書と情報提供書（臨床心理士作成）を、進学先である高等学校（私立）に持参し、丁寧な引継ぎの機会を設けることができた。

**事例3 (イ) 及び (ウ) (中学校・3年生・ASD) :** A生徒は、B中学校の通常学級に在籍している3年生で、自閉スペクトラム症の生徒である。小学校3年生から合理的配慮の実施及び支援ラボの支援を受けている。

学力は高く、特に苦手な教科等はない。しかし、自分の考えや学習及び生活のやり方に強いこだわりがあり、修正が難しいことがある。こだわりに基づく行動が適応を妨げる場合には、支援ラボにおいて応用行動分析を取り入れた行動変容プログラムを実施し、いくつかの行動を変容あるいは消去することができた。

思春期に至り、心理的なバランスが不安定になった場合に、無意識に昏倒することが続くようになった。医療的な支援を継続する一方で、保護者と本人の申し出を踏まえ、学校での合理的配慮について保護者と検討する機会をもった。

まず、これまで学年ごとに固定していた教室配置を、A生徒の学年は学年進行に伴い必ず1階とした。修学旅行の際は、保護者の付き添いを認め、体力的な負担に配慮し、安全に留意したスケジュールを作成、実施した。さらに、A生徒の移動教室は、エレベーターの使用を認めた。これらのルールの変更については他の生徒にも教員から説明し、合意を得た。さらに、不安定になるタイミングが、心理的な負荷の高さに起因することを踏まえ、もともと、A生徒に対しては受容的な雰囲気維持した学級であったが、A生徒に更に受容的で活躍の場を確保できるような学級運営を心がけた。

入学者選抜において、受験校全てに対して合理的配慮の申請を行った。配慮実施の下受験した。合理的配慮の申請にあたっては、大学教員と発達支援アドバイザーの保護者面接により申請内容を精査し、担任が高等学校とのやりとりを行って決定した。

合理的配慮の申請内容は以下のとおりである。

- ・学力検査については、昏倒時に素早く対応できるように、別室受験とする
- ・集団面接を個別面接に変更
- ・面接の順番を早める
- ・保護者の別室待機

前日の試験会場の下見については、全ての受験生に認められていたために他の生徒とともに行った。上記の合理的配慮は、受験校全てで認められ、実施された。試験においては順調にトラブル等なく終了した。拠点校である中学校では合理的配慮の申請は初めての経験であったが、学年主任等を中心に、スムーズに行うことができた。また、保護者の希望により、進学後の合理的配慮についても継続して行えるように引継ぎを行うことができた。

**事例4 (イ)及び(ウ)(中学校・3年生・ADHD)：**事例4は、通常学級に在籍している3年生で、注意欠如多動症の可能性のある生徒である。小学校5年生から合理的配慮の実施及び支援ラボの指導を受けている。学力は高いが、授業や宿題の取組に課題があり、他者の叱責等に対して興奮しやすい様子を見せることがある。非常に緊張が高く、何事にも自信がなく心配性である。緊張する行事などを前にすると欠席が多くなる傾向がある。不注意が目立ち、失敗も多い。衝動的に行動してしまうが、あとで反省をし、自己嫌悪に陥ることが多い。思春期になり、こうした傾向が強くなり、自己卑下的な発言も多くみられた。

中学校では、個別支援において心理的な安定を狙った情動調整プログラムを行い、さらに、学校での合理的配慮としても心理的な安定に焦点化し対応した。達成できそうな係活動を積極的に担当させ、クラス委員不在の際の代理を務めることにチャレンジさせ、できたことを一つずつ称賛することを繰り返した。また、本人にとって興奮しやすい声かけはできるだけ行わない等の配慮を行った。学級担任のみならず、学年主任も協働してこれらの取組を行うことにより、中学3年生では情動的な安定がみられ、自信をもつことができ、希望の高等学校を受験することができた。

## (キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

1 事例の実施を予定していたが、状況の変化により実施しなかった。

### 5. 今後の課題と対応

今後の課題の最も大きな点は、合理的配慮の実施の体制整備の継続である。

長崎大学教育学部は、教育学部附属学校を指定校として、平成26年度よりこれまでの6年間、『発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業』における年度ごとのテーマ事業を受託し、附属学校と学部・研究科の拠点施設（通称・支援ラボ、以下支援ラボと表記）の協働による研究を継続してきた。特に支援ラボに所属する大学教員と発達支援アドバイザー等を雇用しての取組は、長崎県内及び九州管内等においても、附属学校がインクルーシブ教育システムの構築に積極的に取り組んでいることを周知することができ、さらに、各年50名前後の発達障害とその可能性のある幼児・児童・生徒への直接支援及び環境構成支援としての教科研究や学校構築実施に寄与することができ、一定の効果を得たと考える。今後は、支援ラボを中心として【長崎大学教育学部教育臨床センター】を設置し、一連の研究成果を活（い）かし更に専門的に教育実践研究に取り組むとともに、附属学校への支援及び附属学校を始めとした幼児・児童・生徒の支援を継続する予定である。この校内体制の変更を前提として、令和2年度の取り組みの主な成果とそれにとまなう課題とその解決に向けた方針は以下のとおりである。

第一に、これまで数年をかけて、個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、学級担任教員が作成する際に、発達支援アドバイザーが支援を行ってきた。今後は、発達支援アドバイザーによる支援はなくなり学級担任教員単独で作成することになるが、附属特別支援学校の地域支援機能及び特別支援教育コーディネーターが必要に応じて作成支援ができるよう、体制を整備する。

第二に、合理的配慮の内容の妥当性の評価について、担任と発達支援アドバイザーの観察による定性的な評価を行った。今後は、エビデンスに基づく定量的な評価の方法について検討することが必要であると考え。教育学部・教育学研究科との協働体制を維持することにより、教育実践研究のテーマとして継続して取り組む予定である。

第三に、発達障害と不登校の問題は、対象事例の特別支援学校（病弱）への転校により中断した。しかしながら再度の転校（復学）も予定されており、転校中も含めて支援体制は維持する予定である。

第四には、令和元年度・令和2年度の取組の最大の成果は、中学校において、2年間を通して、各生徒に高等学校の入学選考における合理的配慮の申請を検討することができたことと、多様な進路を実現できたことと考える。合理的配慮申請を念頭に置いた1年間のシークエンスを見通して必要な配慮や支援目標を設定・実施すること、合理的配慮を行わないならば中学校としてはどのような配慮が必要であるかを検討し実施することについては拠点校と支援ラボのスタッフで協議を継続することができた。こうした協議を継続し、シークエンスを見通す中で、本年度は1名の合理的配慮申請の実施による進学校の受験、高等特別支援学校の受験と進学につなげることができた。教職員の多様な進路に関する意識変容も大きかった。今後も、多様な生徒の受け入れを

展開する以上は、多様な進路の実現は必須である。生徒のニーズに応じた多様な進路の実現について、今後も検討を続けていけるような体制を、教育臨床センターを中心に維持する。

## 6. 拠点校について

### (小学校)

拠点校名：長崎大学教育学部附属小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	98	4	96	4	92	4	95	4	89	4	95	4
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	25	1	1	6	4	0	2	0	42

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

### (中学校)

拠点校名：長崎大学教育学部附属中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	143		4		142		4		141		4	
特別支援学級	0		0		0		0		0		0	
通級による指導 (対象者数)	0		0		0		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	2	21	1	0	4	4	0	2	0	36

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

## 7. 問合せ先

組織名：長崎大学

担当部署：教育学部特別支援教育コース